

年金会計基準の国際基準へのコンバージェンス

～会計制度変化と経済社会に及ぼす効果～

1140400 泉本 龍也

高知工科大学マネジメント学部

第1章 研究の動機

私が、このテーマにしたきっかけは、従業員などの関係者の負債の拡大が制度の改正と同時に進んでおり、来春から社会人として働くうえで、身近な問題として気になったからである。国際化コンバージェンスのため改正を行うことで、開示の幅が広くなり日本企業に何か問題や不利な点が起こりうるのではないのか？そういったことに疑問を持ち、研究を進めることに至った。

本論の目的は改正と同時に、現在の日本の企業にどのような影響を与えるのか調査し、その影響からくる経済効果を分析していくことである。その為にはまずは、歴史的概観から述べていきたい。

第2章 歴史的概観

説明にあたり、時代別に2001年以前、2001年～2013年まで、そして2013年以降と三つに分け、順を追って述べていく。まずは2001年以前の退職給付制度からである。

(1) 2001年以前

退職給付制度には、一般的に退職金と呼ばれる退職一時金と、企業年金とがある。

このうち、退職一時金にあてるため、税法基準を取り入れるかたちで、一定限度の繰入額（繰入限度額）まで必要経費に算入できる引当金を管理するための勘定科目を退職給与引当金という。

上述のように、退職給与引当金では退職一時金だけを貸借対照表上に計上することになる。しかし、こうした処理方法では現時点での会社負担の総額が不明である。また、すべての退職給付債務を企業の債務として処理をする国際的な会計基準と照らしても適切とはいえず、国際比較も困難となっていた。

(2) 2001年～2013年まで

そこで、新会計基準の一環として、退職給付については「退職給付に係る会計基準」という新しい国際会計基準が導入されることとなった。新会計基準では、退職一時金と企業年金のどちらについても、企業が将来負担する可能性のある退職給付額のうち、期末までに発生している部分を「退職給付債務」、当期に発生した部分を「退職給付費用」として示す。

これにより、退職給与引当金は、その内容が大きく変わり、名称も退職給付引当金へと生まれ変わった。

改正され名称が変わった退職給付引当金とは、従業員の退職給付（退職一時金及び確定給付型企業年金）の支払いのために必要となる債務（退職給付債務）に対して、会計基準に従って計上する引当金のことである。

(3) 2013年以降～現在

平成24年5月17日、「退職給付に関する会計基準」（以下、平成24年改正会計基準）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、平成24年改正適用指針、会計基準と適用指針を総称して「平成24年改正会計基準等」）が、企業会計基準委員会から公表された。

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会（IASB）は、平成19年8月に「東京合意」（会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意）を公表し、国際的な会計基準における見直しの議論と歩調を合わせ、退職給付に関する会計基準の見直しについて、中長期的に取り組むこととしていた。

そして今回、財務報告を改善する観点、及び国際財務報告基準（IFRS）を意識した国際的な会計基準とのコンバージェンスを図る観点から改正されたものだ。

具体的な改正点としては、従来、遅延認識が認められていた数理計算上の差異等の即時認識が求められること（未認識数理計算上の差異等のオンバランス化）、退職給付債務・

年金資産の期首残高と期末残高の調整表が注記されることなどが挙げられる。また、平成24年改正会計基準等の一部は「連結財務諸表」のみの適用であり、「個別財務諸表」での扱いは従来どおりとされている項目がある。IFRS導入に当たっての議論で出てくる、いわゆる「連結先行」の考え方が含まれる会計基準等となっている。

第3章 年金会計の構造

(1)概要

退職給付に関する会計処理を説明する。上記でも繰り返したが、退職給付会計とは簡単にいえば、年金債務である退職給付引当金を貸借対照表上に計上する会計である。では、いかにして年金債務を測定するのか。

まず、注意することは、貸借対照表に計上される退職給付引当金はあくまでも不足分だという点。外部積立される厚生年金基金であり、内部積み立てされる退職一時金であれ、何

らかのかたちで資産が積み立てられている。以下、こうした制度上の資産を「年金資産」と記す。

その一方で、将来に支給しなければならない金額の現在価値、すなわち年金負債(総額)の概念も存在する。そして、両者の差額(年金債務)が貸借対照表に計上される。つまり、年金資産と年金負債そのものが貸借対照表に計上されるわけではない。

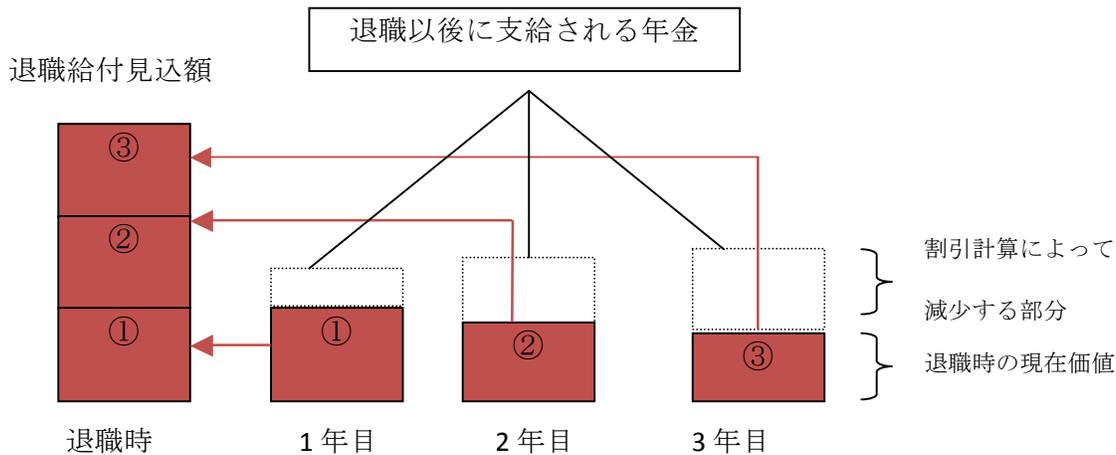
ある1期間における年金負債の変動を考えた場合、従業員が企業に労働サービスの提供をすれば、それだけ年金負債が増加し、逆に企業が従業員に年金を支給すれば、それだけ年金負債が減少することになる。そして、従業員の労働による年金負債の増加部分が、年金費用として損益計算書に反映されることになる。



(2)年金負債の測定プロセス

年金負債を測定するには、まず、①従業員の退職以後に支給される年金給付額の総額を見積もり、そこから退職時点での現在価値である退職給付見込み額を算出する必要がある。

そして、その退職給付見込み額を、②従業員が労働を提供した各勤務期間に配分し、貸借対照表日までに発生していると認められる退職給付見込み額を確定し、さらに、③その発生したと認められる部分を割り引いて貸借対照表日時点での年金負債額をはじき出すことになる。



(3)年金資産の測定

年金資産の測定は、年金負債の測定と異なり、複雑な計算を必要としない。年金資産は「期末における公正な評価額」(退職給付に係る会計基準二・3)に基づいて測定されるとされており、期末における年金資産をいわゆる時価評価することになる。

(4)年金負債の測定

年金負債の測定は、退職給付見込み額のうち、期末までに発生していると認められる額の現在価値を計算するものである。しかし、当然のことながら、年金負債の中には、当期に新たに増加する部分も含まれる。このような当期増加分は「年金費用」(退職給付費用)と呼ばれ、費用収益対応の原則から、当期の収益に対応するものとして損益計算書に計上される。

(5)年金費用の計算

一見すると当期における退職給付見込み額の増加分だけを費用として計上すればいいように思われるが、年金費用の計算はもう少し複雑である。それは年金費用が以下のような項目から成り立っているためである。

- ① 勤務費用
- ② 利息費用
- ③ 年金資産の期待運用収益
- ④ 数理計算上の差異の費用処理額
- ⑤ 過去勤務債務の費用処理額
- ⑥ 会計基準変更時差異の費用処理額

①の勤務費用とは、当期において従業員が労働の対価として獲得した年金給付額であり、②の利息費用とは、前期までに発生した年金負債に対する利息分である。したがって、①

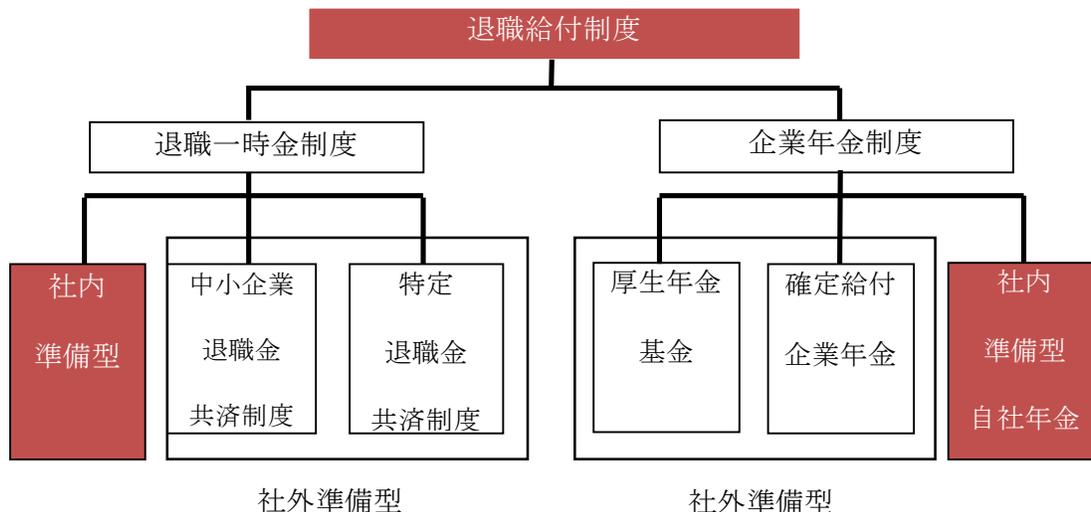
と②の合計が、退職給付見込み額のうち当期に新たに発生した部分であり、年金負債の直接的な増加要因となる。

一方、③の年金資産の期待運用収益とは、年金資産を運用することによって当期に得られるであろう収益のことである。年金資産と言う言葉からもわかるとおり、この項目自体は年金負債に変動をもたらすものではない。あくまでも年金資産に変動をもたらす項目である。だが、貸借対照表に計上される年金債務が年金負債と年金資産の差額であることからわかるとおり、損益計算書に計上される年金費用もネットである必要がある。つまり、従業員が労働サービスを提供することで当期に発生したコストから、年金資産を運用することで当期に獲得した収益を相殺する必要がある。したがって、③の年金資産の期待収益は、マイナスの費用項目であるともいえる。④⑤⑥の具体的な説明については本文に記載する。

第4章 企業年金の仕組みとタイプ

ここで、基本となる、企業による退職給付について説明した。企業による退職給付は大別して2つある。1つは「退職一時金」と呼ばれるものであり、もう1つは「企業年金」と呼ばれるものである。前者は、従業員が退職する際に一括して退職金を支給する制度であり、後者は、退職後に一定期間または生涯にわたって一定の金額を分割して年金として支給する制度である。

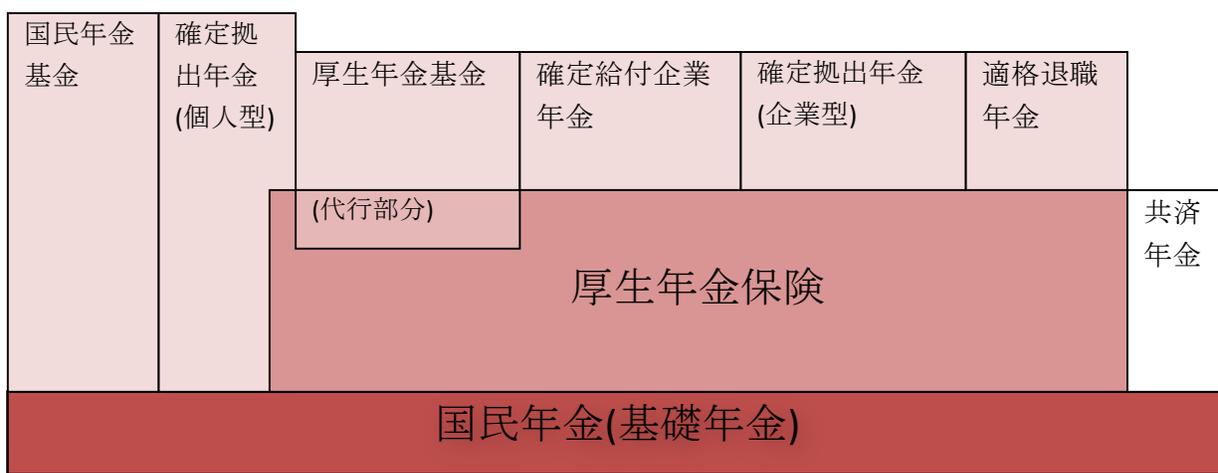
かつて、我が国の退職給付制度は退職一時金制度しかなく、企業年金制度は退職一時金制度から派生したものとされている。



多くの企業は退職一時金制度から企業年金制度へと移行しつつある。

我が国の年金制度は、一般に3階建ての構造をしているといわれる。1階部分には、全国民共通の基礎年金である国民年金がある。2階部分には、厚生年金保険、共済年金、国民

年金基金があり、民間企業の従業員や公務員、そして自営業者等に年金を支給することになる。そして3階部分に相当するのが、厚生年金基金制度と確定給付企業年金制度である。こうした年金制度体系のなかで、会計の対象となるのが、3階部分に相当する厚生年金基金制度と確定給付企業年金制度である。



①厚生年金基金制度

厚生年金基金制度とは、国に代わって厚生年金保険の一部を代行し、これに企業の実情に合った給付を上乗せして老後保障を行う制度である。そのため、厚生年金基金は代行部分と上乗せ部分について、保険料の徴収から、給付金の支払い、積立金の運用まで責任を持って行うことになる。近年、この代行部分について国側に返上する企業が相次いでいる。

②確定給付企業年金制度

一方、確定給付企業年金制度とは、2001年6月に成立した「確定給付企業年金法」に基づく制度である。基本的な枠組みは厚生年金基金と大きな違いはないが、国の代行部分を含まない。また、基金型と規約型の2つの運営方法があり、前者は企業が単独または複数で企業年金基金を設立するもので、後者は企業が規約を作成し、受託機関に年金制度の運営を委託するものである。

確定給付企業年金法の成立によって、それまで厚生年金基金制度とともに企業年金制度を構成していた適格退職年金制度は、2002年4月以降の新規設立が認められなくなり、既存の制度も2012年3月までに廃止されることとなった。

③確定拠出年金制度

なお、厚生年金基金制度および確定給付企業年金制度は、確定給付型の企業年金制度に関するものである。我が国では、1999年6月に確定拠出年金法が成立し、確定拠出年金制度を導入する企業が近年増加してきている。この制度のもとでは、運用方法や資産構成割合を選択するのは従業員本人であり、年金資産の運用リスクを従業員側が負担することになる。その一方で、個々人の年金資産額が明瞭であり、転職の際の携行性が高いなどのメリットがある。

以上を踏まえると、我が国の企業年金制度は、主に厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度の3つから構成されることになる。

第5章 2013年からの年金会計

日本基準の改正によって、貸借対照表における未認識債務の即時認識が行われる。

(1) 適用初年度の期末における取扱い

改正前会計基準等では、B/Sに負債として計上される金額(退職給付引当金)は、未認識債務(未認識数理計算上の差異、

未認識過去勤務債務、会計基準変更時差異の未処理額の合計)を加減した後の金額となっている。

このため、例えば、仮に退職給付債務が年金資産を上回るという積立不足の状況であったとしても、損失方向の未認識債務残高が多額に生じていれば B/S に負債(退職給付引当金)ではなく、資産(前払年金費用)が計上される可能性がある。また、逆のケースもありえる。

このような B/S 上の取扱いは、B/S の透明性及び理解可能性を低下させていると考えられるため、また、未認識債務の B/S 上の即時認識が強制される可能性が非常に高くなっている IFRS と整合させるため、本公開草案において、B/S 上未認識債務を即時認識することが提案されている。

(2)改正内容

1. 未認識債務を即時認識し、B/S 負債計上額を未認識債務相当額分(190)増額する。

B/S 負債計上額(退職給付に係る負債) = 退職給付債務 - 年金資産

2. 未認識債務相当額 190 のうち、税効果相当分 76 (=190×40%) を B/S 上の資産として「繰延税金資産」に計上し、残りの部分 114 (=190×60%) を B/S 上の純資産のマイナスとして「その他の包括利益累計額」に計上する。

3. その後の年度において、P/L 未認識債務 190 を従来通りの償却方法で費用処理する(リサイクルあり)。P/L 純利益には影響なし。

名称の変更

改正前会計基準等では、B/S 負債計上額として「退職給付引当金」を用いていたが、公開草案では「退職給付に係る負債」に変更している。

同様に、B/S 資産計上額として「前払年金費用」を用いていたが、「退職給付に係る資産」に変更されている。

(3)適用次年度以後における会計処理

適用次年度以後における会計処理について解説する。

ポイントとして、B/S 上では既に「その他の包括利益(累計額)」として認識された未認識債務を、P/L における退職給付費用及び純利益を算定する上では、従来通りの遅延認識スキームに従い、従来の償却方法により費用処理することになる。

つまり、公開草案では、一旦、「その他の包括利益(累計額)」に計上された金額を後の年度で P/L 純利益へ振り替えるというリサイクリング(組替調整)を行うこととされているため、P/L における退職給付費用および純利益は、この「B/S における未認識債務の即時認識」という改正事項の影響を受けないことになる。

第6章 年金会計の主な改正点等

(1)国際基準とのコンバージェンスを目指した改正

「退職給付に関する会計基準」(以下、平成 24 年改正会計基準)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、平成 24 年改正適用指針、会計基準と適用指針を総称して「平成 24 年改正会計基準等」)が、企業会計基準委員会から平成 24 年 5 月 17 日に公表された。

企業会計基準委員会と国際会計基準審議会(IASB)は、平成 19 年 8 月に「東京合意」(会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取り組みへの合意)を公表し、国際的な会計基準における見直しの議論と歩調を合わせ、退職給付に関する会計基準の見直しについて、中長期的に取り組むこととしていた。

そして今回、財務報告を改善する観点、及び国際財務報告基準(IFRS)を意識した国際的な会計基準とのコンバージェンスを図る観点から改正されたものだ。

具体的な改正点としては、従来、遅延認識が認められていた数理計算上の差異等の即時認識が求められること(未認識数理計算上の差異等のオンバランス化)、退職給付債務・年金資産の期首残高と期末残高の調整表が注記されることなどが挙げられる。また、平成 24 年改正会計基準等の一部は「連結財務諸表」のみの適用であり、「個別財務諸表」での扱いは従来どおりとされている項目があります。IFRS 導入に当たっての議論で出てくる、いわゆる「連結先行」の考え方が含まれる会計基準等となっている。

(2)改正される会計基準

平成 24 年改正会計基準等は、次の会計基準等を改正するものである。

従来との主な変更点は次の六つである。主な変更点

①未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法
②退職給付債務及び勤務費用の計算方法

③開示の拡充

④複数事業主制度の取扱いの見直し

⑤長期期待運用収益率の考え方の明確化

⑥名称等の変更

これらの変更点を整理すると、「表示・開示」に係る改正と「退職給付債務等の計算方法等」に係る改正」の大きく二つに区分できる。

「表示・開示」に係る改正

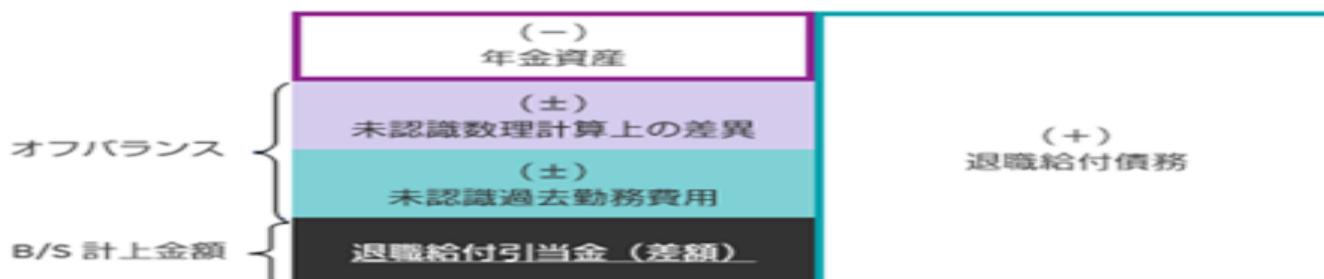
① 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

③ 開示の拡充

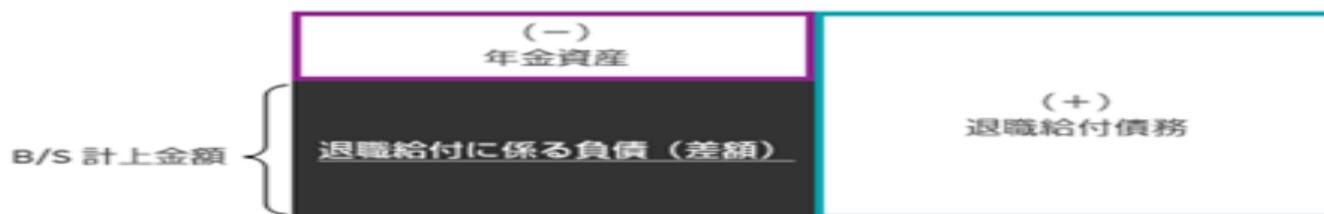
「退職給付債務等の計算方法等」に係る改正

② 退職給付債務及び勤務費用の計算方法

【改正前イメージ】



【改正後イメージ】



出典(<http://www.shinnihon.or.jp/index.html>)

④ 複数事業主制度の取扱いの見直し

なお、⑤は従来を取扱いを明確にしたものであり、⑥は平成24年改正会計基準等において、名称等を変更している。

(3) 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法

☆貸借対照表上での取扱い

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（以下、未認識数理計算上の差異等）について、税効果を調整の上、貸借対照表に「退職給付に係る調整累計額」（その他の包括利益累計額）として純資産の部で認識する。そして、オフバランスとなっていた未認識数理計算上の差異等がオンバランスとなる結果、積立状況を示す額がそのまま「退職給付に係る負債」（負債）または「退職給付に係る資産」（資産）として計上されることとなる。

☆損益計算書及び包括利益計算書上での取扱い

損益計算書の当期純利益への影響はない。

改正前と同様に、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用は平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理される。

ただし、数理計算上の差異等の当期発生額のうち、費用処理されない部分については包括利益計算書において、「退職

給付に係る調整額（その他の包括利益）」として計上されることとなる。また、その他の包括利益累計額に計上されている未認識数理計算上の差異等のうち、当期に費用処理された部分については包括利益計算書において、その他の包括利益の調整（組替調整）を行う。なお、上記の処理に当たっては税効果を調整する。

・ 個別財務諸表における当面の取扱い

個別財務諸表においては、年金法制との関係、分配可能額に影響を与える可能性などについて、市場関係者の合意形成が十分に図られていない状況を踏まえ、当面の間、上記の改正は適用しない。

また、上記の経緯等も踏まえた結果、任意適用も認められていない（平成 24 年改正会計基準第 89 項）。

(5)退職給付債務および勤務費用の計算方法

1. 退職給付見込額の期間帰属方法の見直し

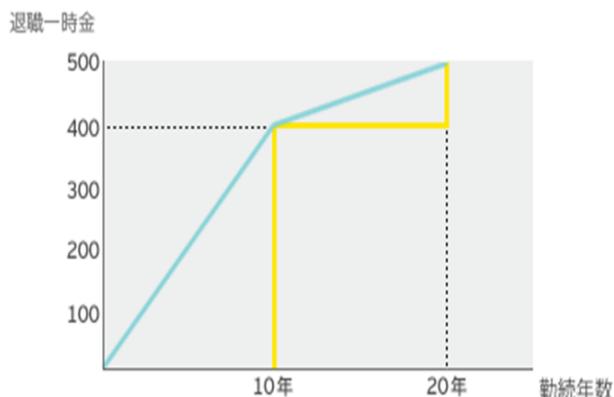
改正前 期間定額基準(原則)

改正後 期間定額基準または給付算定式基準(注)

(注)給付算定式基準とは、退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた給付に基づき見積った額を、退職給付見込額の各期の発生額とする方法。この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付が、初期よりも著しく高い水準となるときには、当該期間の給付が均等に生じるとみなして補正した給付算定式に従う必要がある。

例. 給付算定式基準のイメージ図

【前提】従業員が 10 年超 20 年未満の勤務後に退職した場合 400 の退職一時金を、従業員が 20 年以上の勤務後に退職した場合 500 の退職一時金を支給する。10 年未満で退職した場合、退職一時金は支給しない。



出典(<http://www.shinnihon.or.jp/index.html>)

最初の 10 年間 (0~10 年) の各年に 40 (400 の退職一時金÷10 年)、次の 10 年間 (11~20 年) の各年に 10 ((500-400) の退職一時金÷10 年) をそれぞれ帰属させる。

第 7 章 結論

今回の退職給付会計の改正で、多額の積立不足を抱えることになる企業（特に銀行業）にとっては大幅な自己資本比率の低下を招き、年金運用や給付の見直しが必要となることが想定される。また、例えば従業員の年齢が高い企業や年金受給者が多い企業においては、割引率が低下し、債務が大きく増加する可能性もある。超円高の長期化、震災と電力不足、高い法人税などいわゆる 6 重苦を抱える日本企業にとって、更なる難題が 1 つ付加されたともいえる。

上記のように、この改正は日本の企業、経済にとっては、あまり良い改正とは言えないのかもしれない。

しかし、少子高齢化や国内経済の縮小化が進む日本において、今後も企業が勝ち残っていくためには、これらの課題に対しいち早く対策を打ち出していかなければならない。開示の拡大でのデメリットを恐れず、こんな時だからこそ、長期的な視野に立ち、50 年後、100 年後により強い企業となっているために今何をすべきか、というビジョンは明確にしておくかなければならない。我々国民も、企業だけに頼らず、自らもこの問題に直面して打開していかなければならない。積み立て不足を減らすために、確定拠出年金を導入する企業が多くなる。そこで働く従業員、我々国民が自分に合った退職金を積み立てられないと、負債を減らすことに繋がらない。企業側はなんとかして従業員の退職金を確保しようとするだろう。従業員は、そうした企業の対応に真摯に向き合い、投資を行う上での知識やリスクについても再認識するようになければならない。最終的な意思決定やその結果はすべて自己責任であることを自覚していかなければならない。全く知識がなければ運営はできないので、国民は積極的に知識を身に付けることが求められる。うまく運営ができなければ、退職金が少ししか無く、老後の自分自身の生活が苦しくなる。そういったことを自覚して、自己の生活設計において、そして社会人として受け身の姿勢ではなく、積極的、主体的な態度が必要になってくるはずだ。

私は、今回の改正によって現在は不利な面しかないが、将来的には、この改正は日本経済にとって大きなメリットが生まれるはずだと考える。国民一人一人が考え、強くなることで自ずと日本経済活性化につながるはずだからだ。

参考文献

- 【1】 村瀬儀祐『会計理論の制度分析』
- 【2】 小泉定裕『退職給付会計』
- 【3】 伊藤邦雄『現代会計入門』
- 【4】 <http://www.shinnihon.or.jp/index.html>
- 【5】 <http://www.yo.rim.or.jp/~m-life/kinenrekishi.htm>
- 【6】 https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyu-4/
- 【7】 <http://kotobank.jp/>
- 【8】 <http://www.azsa.or.jp/index.html>